(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業

環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 5 月

JR東日本エネルギー開発株式会社

目 次

第1	章環境	意影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境	影響評価方法書の公告及び縦覧	1
	(1)	公告の日	1
	(2)	公告の方法	1
	(3)	縦覧場所	2
	(4)	縦覧期間	3
	(5)	縦覧者数	3
2.	環境	影響評価方法書についての説明会の開催	4
	(1)	公告の日及び公告方法	4
	(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	4
3.	環境	影響評価方法書についての意見の把握	4
	(1)	意見書の提出期間	4
	(2)	意見書の提出方法	4
	(3)	意見書の提出状況	4
第 2	章環境	竟影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5
1.	環境	の保全の見地からの意見	5
	(1)	騒音及び超低周波音	5
	(2)	動物・植物・生態系	7
	(3)	一般環境中の放射性物質	13
	(4)	景観・人と自然との触れ合いの活動の場	14
2.	その	他の意見	15

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して約1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年3月7日(火)

(2) 公告の方法

- ① 日刊新聞紙による公告(別紙1参照)下記日刊紙に「公告」を掲載した。
 - ・平成29年3月7日(火)付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版 ※平成29年3月16日(木)に開催する説明会についての公告を含む。
- ② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報おおくま3月1日号(平成29年3月1日発行)(別紙2-1参照) http://www.town.okuma.fukushima.jp/sites/default/files/pdf/kouhou/kouhou_okuma_20170301v.pdf
- ・川内村お知らせチラシ(平成29年3月1日(水)) (別紙2-2参照)
- ・楢葉町お知らせチラシ (平成29年3月2日(木)) (別紙2-3参照)
- ③ インターネットによるお知らせ

平成29年3月7日(火)又はそれ以降から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト(別紙 3-1 参照)

https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-22.hhtm

・いわき市 ウェブサイト (別紙 3-2 参照)

http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html

・大熊町 ウェブサイト (別紙 3-3 参照)

http://www.town.okuma.fukushima.jp/201703/02-4249

・富岡町 ウェブサイト (別紙 3-4 参照)

http://www.tomioka-town.jp/living/cat25/2017/03/003414.html

・JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト (別紙 3-5~3-6 参照)

http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/info/oninews201703.html

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 11 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

- ① 関係自治体庁舎での縦覧
 - ·福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階)(別紙4参照) 福島県福島市杉妻町2-16
 - ·福島県会津地方振興局県民環境部環境課(別紙4参照) 福島県会津若松市追手町7-5
 - ・福島県いわき地方振興局県民部県民生活課 福島県いわき市平字梅本 15
 - ・いわき市役所本庁舎一階市民ロビー (別紙4参照) 福島県いわき市平字梅本21
 - ・いわき市役所小川支所 福島県いわき市小川町高萩下川原 15
 - · 楢葉町役場環境防災課 福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂 5-6
 - ・富岡町役場復興推進課 福島県郡山市大槻町字西ノ宮 48-5
 - · 川内村役場総務課 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24
 - ·大熊町役場会津若松出張所企画調整課 福島県会津若松市追手町 2-41
 - ・大熊町役場いわき出張所環境対策課 福島県いわき市好間工業団地 1-43
 - ・大熊町役場中通り連絡事務所(別紙4参照) 福島県郡山市希望ヶ丘11-10
- ② インターネットの利用による縦覧
 - JR東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/

(4) 縦覧期間

・縦覧期間:平成29年3月7日(火)から平成29年4月6日(木)まで (土・日曜日、祝日を除く。)

・縦覧時間:午前9時~午後5時

・電子縦覧:平成29年3月7日(火)午前0時から平成29年4月7日(金) 午前10時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投稿者数) は8名であった。

(内訳)	福島県庁生活環境部環境共生課	2名
	福島県会津地方振興局県民環境部環境課	0名
	福島県いわき地方振興局県民部県民生活課	0名
	いわき市役所本庁舎	3名
	いわき市役所小川支所	0名
	楢葉町役場環境防災課	0名
	富岡町役場復興推進課	0名
	川内村役場総務課	3名
	大熊町役場会津若松出張所企画調整課	0名
	大熊町役場いわき出張所環境対策課	0名
	大熊町役場中通り連絡事務所	0名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は407回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための 説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 (別紙1、別紙2別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。 なお、来場者等の発言等の状況は別紙のとおりである。

① 開催日時、開催場所及び来場者数

平成 29 年 3 月 16 日 (木)

・開催時間及び場所:

18:30~20:30 川内村コミュニティセンター

(福島県双葉郡川内村大字上川内字小山平 15)

来場者数:6名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の 意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年3月7日(火)から平成29年4月20日(木)まで (郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② JR東日本エネルギー開発株式会社への書面の郵送、FAX及び電子メール

(3) 意見書の提出状況

合計5名の方から、7通の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は23件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は1件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 環境の保全の見地からの意見

(1) 騒音及び超低周波音

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書1)

福島県いわき市A氏

No. 意見の概要 1 戸渡地区より川内村の境界まで車で約5 ~6分で行くことができる。近隣の所に居住しているので最短で5.3kmの(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業は懸念されることが多い。その中で特に問題があるのではと思う、騒音、低周波音について意見を述べたい。

まず低周波音とは?という定義である。環境省より発行されている「低周波音とは」の文書より抜粋すると低周波音は1~100 ヘルツ、超低周波音は1~20 ヘルツ。風力発電より発生するのは超低周波音なので20 ヘルツまでの周波数で約80~120 デシベルの大きさの音を出す。人の可聴域は約15 ヘルツ以上となっている。これにより音としてはあまり聞こえないと考えていいと思われる。

低周波音の影響については、「一つは、 不快感や圧迫感などの人への影響(心身に 係る影響)でもう一つは窓や戸の揺れ・が たつきなどの建具などへの影響(物的影響) です。」「低周波音による不快感や圧迫感 は人が低い音を聞く(あるいは感じる)こ とにより発生します。」

低周波音の人への影響は「これまでの研究によると私たちが生活している環境の中で発生している程度の大きさの低周波音では直接的な生理影響を生じる可能性は少ないと考えられています。また睡眠に対する影響については眠りが浅い時には、低周波音の大きさが10Hzで100dB、20Hzで95dB以上になると目が覚めることがあるという実験結果が得られています。」と記載されている。

事業者の見解

平成 28 年 11 月に環境省が公表した報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかったとされています。

しかしながら、超低周波音(低周波音を含む)については、科学的に未解明な部分もあるものと理解しており、方法書でお示しするとおり、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省 平成27年7月)に従って、本事業の実施により騒音及び低周波音に係る影響を受けるおそれのある地域について、調査、予測及び評価を実施し、その結果に記載いたします。戸渡地区の住民の皆様には、今後、機会をいただいて、騒音及び低周波音についての環境影響評価の結果を御説明等をさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
	要点を言えば影響はないと言いきれない	
	ということであるが、ガイドラインとして	
	作成するというものではない。被害を受け	
	る側の住民としては、影響がどの程度なの	
	か知りたいところである。	
	低周波音の建具などへの影響は「建具の	
	低周波音に対する反応は低い周波数では人	
	の感度よりも良く、揺れやすい窓や戸では	
	5Hz で 70dB、20Hz で 80dB 程度の低周波音	
	によってがたつく場合があります。」とあ	
	る。ここでは被害は皆無でないということ	
	を言っており、心配の一つとなる。勿論距	
	離に比例して被害は少なくなるが、ガイド	
	ラインがないので確認はできない。「発生	
	源が点とみなせる場合は発生源からの距離	
	が倍になるごとに低周波音の大きさは 6dB	
	ずつ減衰します」 ※「 」内環境省文章	
	以上により川内村での定点観測値を戸渡	
	地区住民に知らせて頂き、影響の可否を説	
	明して下さい。	
2	2009. 5. 12 「川内村有志より県へ提出したお	
	願い」について	
	「住民には風車と健康被害の因果関係を	
	証明する術も責任もありません。事業を進	
	める側に風車によって健康被害が起きえな	
	いことを証明する義務があるはずです。」	
	海外での研究発表があるが、国内では周知されていないと思う。	
	環境省の姿勢が明確にできていない以	
	上、事業者は海外での知見を参考にして「予	
	防原則」の立場でリスクを知らせてほしい。	
	又、事業に十分な配慮をしてほしい。	
	「3km も離れているから大丈夫だと思っ	
	ていた。風車からの騒音は聴こえるが夜中	
	かすかに聴こえる程度なので最初はなぜ起	
	こされるのかわからなかった。今までとは	
	違う体の感覚で夜眠れなくなった。	
	(愛知県豊橋市細谷風力発電所 1500kW	
	機1基から 3km の場所に住んでいるOさん	
	男性 2008年11/26~29の聞き取り調査よ	
	り)	
	鬼太郎山では最大 14 基 (3400kw×14) の	
	設置予定なのでこの様な被害はどの程度の	
	範囲であるのか予想できない。	
	詳細な説明が必要である。	
	※「 」内抜粋文書	

(2) 動物・植物・生態系

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書2)

埼玉県さいたま市在住B氏

No.	意見の概要	事業者の見解
3	コウモスの では、	弊社では、コウモリ類については、方法書に記載しております通り、現地調査は春季~秋季にかけて連続して調査を実施する計画と致しました。 なお、使用機種等については、専門家に助言を戴きつつ検討いたします。風況観測ポールには、高度別の3箇所に外部マイクを設置しバットディテクターによるコウモリ類の確認調査を実施致します。マイクを設置する高度については、準備書において記載するように致します。
4	サーチライト調査について 高度別の音声調査および踏査による音声 調査を実施すれば、サーチライト調査より もはるかに実効性が高いと考えるが、鳥類 の専門家が提案したサーチライト調査を行 わない理由を述べよ。	方法書に記載はありませんが、専門家から 助言のあったサーチライト調査については、 バットディテクターによる確認(踏査)時に 併せて実施する予定で、これらは準備書以降 において記載いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書3)

神奈川県川崎市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
5	コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食 するので、生態系で重要なののるのである。また害虫を食べずイクでである。またでででででででででででででででででででででは、バットのは、一般では、カーのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのででは、カーのでは、カーのでは、カーのででは、カーのでは、カー	コウモリ類については、専門家から助言を受けて、現地調査及び環境影響に関する予測評価を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。また、風力発電機稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、専門家の助言ふまえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することとしています。
6	コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて 影響予測や保全をしないようだが、「重要 種以外のコウモリは死んでも構わない」と 思っているのか?日本の法律ではコウモリ を殺すことは禁じられているはずではない のか?本事業者は「重要種以外のコウモリ」 について、保全措置をとらずに殺すつもり か?風車で死ぬ可能性があるのだから、す べてのコウモリ種について影響予測及び保 全措置を行うべきだとは思わないか?	自然環境保全の観点から、重要種以外でも 影響が大きい場合は、専門家と相談の上、環 境保全措置を検討したいと考えます。
7	コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 風力発電施設供用によるコウモリ類への 影響を予測するために、必要十分な調査を 行うべきである。必要な調査内容について は、鳥類やネズミ類、大型哺乳類などの他 分野の「専門家」ではなく、バットストラ イクについて十分な知識のある「コウモリ 類の専門家」にヒアリングを行うべきでは ないのか。	調査、予測及び評価は、方法書に対する意見を踏まえ、コウモリ類について学識と経験のある専門家等から助言を受け、実施致します。
8	コウモリ類の調査について コウモリ相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、「コウモリ類の専門家」の指導のもと、調査の重点化を行うべきではないのか。	方法書に記載の通り、現地調査では高度別 飛翔状況を記録するため、風況ポールの3箇 所に外部マイクを設置したバットディテクタ ーによる調査の実施を予定しております。な お、調査については専門家にご助言を戴きな がら実施いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
9	バットディテクターの探知距離について バットディテクターの探知距離は短く、 高空、つまり風車ブレードの回転範囲ので ウモリの音声は地上からほとんど探知風を かい。よって不適切)にバットディテクター の自動録音バットディテクター)の近年が 一(自動録音し、高高度におけるコウから マイクを設置し、高高度におけるいのか。 で不適切を音声を自動録音でではないのか。 これらは、すでに欧米や国内で行われている一般的な調査手法である。	方法書に記載しております通り、現地調査では高度別飛翔状況を記録するため、風況ポールの3箇所に外部マイクを設置したバットディテクターによる調査の実施を予定しております。
10	バットディテクターの機種について ヘテロダイン方式のバットディテクター は、一度に探知できる周波数帯が狭いので、 コウモリの種の識別にはほぼ使用できな い。バットディテクターは、周波数解析が 可能な方式の機種を使用するべきではない のか。	使用機種等については、御指摘事項もふま え専門家に助言を戴きつつ検討いたします。
11	コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析(ソナグラム)に よる種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナ地 グラムはあくまで参考例であり、実際はど で変異や個体差、ドップラー効果など の変化する要因が多数あるため、専門 も音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ (ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動 時間を調査するべきではないのか。	御指摘の通り、周波数解析はソナグラムの型に分けて調査結果を整理する予定です。
12	コウモリ類の音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録 音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでな い(捕獲調査日の録音データは使用しない こと)。	御指摘事項については、留意して調査を実 施いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書4)

神奈川県川崎市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
15	コウモリ類の保全措置について コウモリの保全措置として、「カットフェリの保全措置とと低風速時のイェーー・ ・カックフェーー・ ・カックフェーー・ ・カックフェーー・ ・カックで活動期間中にカットインエザリンの活動期間中に低風速でクの発生をシーー・ ・カーンではが、バットストフの発生をおいるには、バットストンの発生をおいるのか?なが少なられることをコウモの保全事例数が少な回答。 ・カーで保全措置は大いで保全が少な回答。 ・カーで保全措置は大いの事例である。 ・カーでは、「国内のでは、「国内ので保全措置は大いので保全措置は大いの事例があるのが少なくても、「保全措置は大いの事例」である。	バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性(地形・植生等)や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されます。したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
16	コウモリ類の保全措置について 事業者は「ライトアップをしない」ことが「コウモリ類の保全措置として有効でトライクの保全措置として有効でトライクにない。といる。といる、トライクは、アップをしている。昆虫類はライトだけでなら、仮に「ライトアップをしないことは、トストライクと、プをしないことによりバットストライクを低減した」という事例があるのか述べよ。	風力発電事業が環境影響評価法の対象となってからまだ数年しか経っておらず、供用後の事後調査によって、最近になってバットストライクの情報が蓄積されつつある段階です。このため、国内におけるバットストライクの発生メカニズムは、まだ十分に明らかとなって、効果的な保全措置は現時点ではないものと考えております。したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
17	リカス は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。

神奈川県川崎市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
18	コウ まで という では という では できます できます できまる で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	風力発電事業が環境影響評価法の対象となってからまだ数年しか経っておらず、供用後の事後調査によって、最近になってバットストライクの情報が蓄積されつつある段階です。このため、国内における既往知見が少なく、バットストライクの定量的な予測手法は確立されていないのが現状です。また、バットストライクの発生頻度は周辺の環境特性(地形・植生等)や気象条件、異なることが推測されます。したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確するととが地別されまり、回車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確するととでは、シーストライクの発生表に、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。
19	コウ では、	バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性(地形・植生等)や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されます。したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することとします。

(3) 一般環境中の放射性物質

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書6)

東京都江東区在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
20	大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	本事業の対象事業実施区域及びその周囲については現在避難指示区域は設定されておりませんが、空間線量率の高いいて環境影響にいるため、放射線の量について、個別にお答えの下に1)~3)について、個別にお答えります。 (1)水質については、季節ごとに水量・たった、土壌にで変化が考えられます。一方、対射能濃ででは、多地点における土壌のと地点における土壌のというを地点におり、表層しています。 (2) 調査を地点におり、表層しています。 (3) 工事残土は基本的に場できない対応致します。 (3) 工事残土は基本的に場できない対応致します。 (5) エ事残土は基本のでうえ、適切に対応致します。

(4) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書7)

福島県いわき市在住E氏

No.	意見の概要	事業者の見解
21	鬼太郎山や萩塚山が登山対象とならなく なる。万太郎や桧山と同様に。	現在鬼太郎山及び萩塚山には整備された登山道がなく、一般的な登山の対象となっていないものと認識しておりますが、風力発電機の設置に当たっては、両山域における周辺地域住民等による利用に配慮して計画致します。
22	木戸川上流の水源の自然をどうするのか、広く市民の議論が望ましいと考える。	対象事業実施区域及びその周辺の水環境及 び動植物・生態系については、方法書に記載 しておりますとおり、今後、調査、予測及び 評価を行い、それらの結果に応じて環境保全 措置を検討致します。 また、水源のかん養や土砂の崩壊の防備の 機能を低下させることのないよう、森林の伐 開は最小限に留めるとともに、河川の源流部 における森林の伐開や土地の改変については 極力回避するよう努めます。 なお、木戸川上流域において特に重要な、 動物の注目すべき生息地である木戸川のブナ・ミズナラ林特定植物群落の範囲に は、本事業の対象事業実施区域を設定してお りません。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書1)

福島県いわき市在住 A氏

No. 意見の概要 事業者	か見解 アスティー
23 景観について	渡地区からは山陰とな
戸渡地区からの景観は、山の陰となって	這機は視認できないらの
見えないと予想されるが、見えないことが	また、各眺望点からの
証明される写真(合成)が必要である。又、	また成(フォトモンタ
近隣である川内村へはよく通行しているの	予測いたします。
で川内村の風景も大切である。イベントな	皆様には、今後、機会を
戸渡地区の住民の皆	いての環境影響評価の

2. その他の意見

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書7)

福島県いわき市在住E氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	広く市民に広報されていない。市の公報や新聞にのらない。	本方法書は、環境影響評価法第5条第1項の規定に基づいて作成したものであり、同法第7条の規定に基づいて平成29年3月7日付けで福島民報及び福島民友の2紙で公告し、その後1月間一般の縦覧に供させていただいたところです。加えて、いわき市では、市のウェブサイトによるお知らせ等をさせていただいております。

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社(平成29年3月7日(火))

業 五、縦覧の場所 福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階) 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 八、問い合わせ先(意見書の提出先) 七、住民説明会の開催を予定する場所・時間 三、対象事業実施区域 六、意見書の提出 二、対象事業の名称 一、事業者の名称 電子縦覧 縦覧の期間 発電所の原動力の種類 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。 環境影響評価法」に基づき、「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事 縦覧の時間 ご郵送ください (当日消印有効)。 川内村コミュニティセンター(川内村上川内字小山十五) 場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、 氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所 電話〇三-六二〇六-六〇七六 午前十時から午後五時まで 〒一〇五-〇〇〇四 新橋三丁目三番十四号田村町ビル九階 三月十六日(木) 午後六時半から午後八時半まで 平成二十九年四月二十日(木)までに八の問い合わせ先へ JR東日本エネルギー開発株式会社 http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/ 午前八時半から午後五時十五分まで(土・日 平成二十九年三月七日(火)から (平成二十九年三月七日(火) 午前零時から 平成二十九年四月六日(木)まで 内村、大熊町 福島県いわき市、双葉郡楢葉町、富岡町、川 大熊町役場中通り連絡事務所 大熊町役場いわき出張所環境対策課、 大熊町役場会津若松出張所企画調整課、 川内村役場総務課、 富岡町役場復興推進課、 楢葉町役場環境防災課、 いわき市役所小川支所、 福島県いわき地方振興局県民部県民生活課、 福島県会津地方振興局県民環境部環境課 平成二十九年四月七日(金)午前十時まで) いわき市役所本庁舎一階市民ロビー、 知 風力 (陸上) 東京都港区新橋三丁目三番十四号 山を含む山稜上 福島県双葉郡川内村南東部の鬼太郎 最大発電出力四万七千六百キロワット JR東日本エネルギー開発株式会社 (仮称) 川内鬼太郎山風力発電事業 5 せ 视

福島民報新聞社(平成29年3月7日(火))

六、意見書の提出 六、意見書の提出 六、意見書の提出からのご意見をお持ちの 構え付けております意見書箱にご投函 九年四月二十日(木)までに八の問い合 さい(当日消印有効) さい(当日消印有効) さい(当日消印有効) さい(当日消印有効) さい(当日消印有効) 七、住民説明会の開催を予定する場所・時間 川内村コミュニティセンター(川内村上 三月十六日(木)午後六時半から午後八時 一〇五一〇〇〇四 新橋三丁目三番十 一〇五一〇〇〇四 新橋三丁目三番十 一〇五一〇〇〇〇〇〇四 新橋三丁目三番十 一〇五一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	二十九年四日 電子縦覧 http://ww	経覧の時間 午前八時半から午 経覧の時間 午前八時半から午	ナナ大川宮崎いい県垣帯垣2	五、縦覧の場所	環境影響を受ける範囲で 対象事業実施区域 対象事業実施区域 対象事業実施区域	業 環境影響評価方法書 を縦覧し 説明会を開催 「環境影響評価法に基づき、「(仮称)川内鬼太郎
(祖当 企画管理部 広報担当) (祖当 企画管理部 広報担当)	二十九年四月七日(金)午前十時まで) 「平成:十九年三月七日(火)午前零時から平成(平成:十九年三月七日(火)午前零時から平成	日を除く) 円前八時半から午後五時十五分まで(土・日・祝四月六日(木)まで 四月六日(木)まで	(2月、4)版 (2月、4)版 (2月、4)版 (2月、4)版 (2月、4)成 (2月 4)成 (2月 4)成 (2月 4)成 (2月 4)成 (2月 4)成 (2月 4)成 (2月 4)成 (2月 4)成 (2月 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	(西子を入婚)、福島県庁生活環境部環境共生課岡町、川内村、大熊町	環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲であると認められている。	環境影響評価方法書 を縦覧し、説明会を開催いたします。 環境影響評価法に基づき、「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事 お 知 ら せ

広報おおくま3月1日号(平成29年3月1日発行)

縦覧の場所



JR東日本エネルギー開発

る縦覧と説明会

力発電事業に係

長・山本康裕) 株式会社(東京都港区新橋三 ■対象事業の名称 丁目3番14号 代表取締役社

発電事業 (仮称) 川内鬼太郎山風力

発電所の規模 発電所の原動力の種類 風力 (陸上) 最大47600キロワット

含む 山穣上 ■対象事業実施区域 川内村南東部の鬼太郎山を

最大14基)

川内村、大熊町 ると認められる地域の範囲 ■環境影響を受ける範囲であ いわき市、楢葉町、富岡町

□JR東日本エネルギー開発 ら開催予定 株式会社

T105-0004

階市民ロビー、 いわき市役所 わき地方振興局県民部県民生 、いわき市役所本庁舎1 楢葉町役場環境防

興局県民環境部環境課、 県い

3月15日 (水) 午後7時か

(川内村上川内字小山15)

(西庁舎8階)、県会津地方撮

県庁生活環境部環境共生課

町役場中通り連絡事務所、川 わき出張所環境対策課、大熊 所企画調整課、大熊町役場い 内村役場総務課 大熊町役場会津若松出張 富岡町役場復興推進

前〇時~4月7日午前10時) http://www.jr-energy 午後5時まで(土、 月、祝日 日 (木) までの午前9時から |regroup.ne.jp/(3月7日午 を除く開庁日)。電子縦覧は 3月7日 (火) から4月6

■意見書の提出

所、氏名、ご意見(意見の理 日(木)までに郵送してくだ 見書箱に投函するか、4月20 縦覧場所に備え付けてある意 由を含む)をご記入のうえ、 見をお持ちの方は書面に住 さい(当日消印有効)。 環境保全の見地からのご意

住民説明会

川内村コミュニティセンタ

හු 催します。当該施設建設に伴 不安や諸問題に対応するた に伴い町民の皆さまが抱える 弁護士による相談会を開

式は1月7日です 来年の大熊町成人

のでご了承ください

圖平成30年1月7日(日) を次のとおり予定しています。 **■グランパルティいわき(い** わき市平谷川瀬明治町30) 大熊町では平成30年成人式

図成人式典、懇親会、集合写 年4月1日生まれの方 真撮影

圆大熊町 役場会津若 松出張所 教育総務課

会のご案内 る弁護士無料相談中間貯蔵施設に係

う権利関係等の疑問点につい 町では中間貯蔵施設の建設

※午前10時から午後5時まで

(担当・企画管理部広報担当) 03 (6206) 6076 町ビル9階

國平成9年4月2日~平成10

▼相談時間

場3組までの事前予約制) **会津若松市** 1回につき50分程度(各会

■3月13日 (月) ◎大熊町役場会津若松出張所 午後2時~5時

■大熊町役場いわき出張所 ■3月17日 (金) いわき市 午後2時~5時

■大熊町役場中通り連絡事務 午後2時~5時

> 生活安全窓口 本庁舎ではできません。

銃砲、風俗、警備業、

古物

関係の申請および届出

3月22日 (水)

郡山市

◆申し込み方法

港区新橋三丁目3番14号田村 て、無料で相談することがで

約、地上権、相続等について ※法律相談であり、補償価格 ■相談できること■ に関する相談はできません 中間貯蔵施設建設に伴う契

◆相談料 設予定地内に不動産(土地・ 建物)を所有されている方 ▼対象者 大熊町内の中間貯蔵施設建

機能が移転します

道の駅ならはの臨時庁舎は 署機能を富岡町の富岡本庁舎 変更します 「双葉南部臨時庁舎」に名称 に移転します。これに伴い、 双葉警察署は3月30日、 ルル

すので、ご連絡をお願いしま 事前予約の先着順になりま

國大熊町役場会津若松出張所

※受付時間は午前8時30分~

双葉警察署の本案

本署機能移転に伴い、

午後5時15分 (平日のみ)

24

■問い合わせ

■申し込み

臨時庁舎」のみで行い、

これまでどおり「双葉南部 道路使用許可申請

□ 電話

自動車保管場所証明等

■ファクス

Wabウェブサイト

30日以降の窓口業務は、

次の

3月

とおり変更します。

運転免許更新・記載事項変

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

川内村お知らせチラシ(平成29年3月1日(水))

風力発電事業に係る説明会のお知らせ



JR東日本エネルギー開発株式会社が計画する「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」に関する説明会を実施しますのでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施設として再生可能エネルギーの 飛躍的な推進を目指しています。ビジョンを実現するための構想のひとつとして、「阿武隈地域で風力発電を行う仮事 業者の公募」が行われ、JR東日本エネルギー開発株式会社が仮事業者として選定されました。

このため、以下の内容で、事業の概要や環境影響調査の内容等について、説明会及び図書の縦覧を実施します。

1. 説明会の内容

風力発電事業の概要や環境影響評価方法書の内容等を説明いたします

2. 説明会の日時、場所

日時:**平成29年 3月16日(木) 18時半**〜場所:**川内村コミュニティセンター** (川内村大字上川内字小山15)

3.環境影響評価方法書の 縦覧場所、期間 場所:川内村役場総務課 期間:平成29年3月7日(火)~4月6日(木) (平日の開庁時間)

4. 事業の場所

川内村の鬼太郎山周辺を中心とした区域 (右図の枠の範囲)

5. 問合せ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 電話番号:03-6206-6076 〒105-0004

東京都港区新橋3丁目3番14号田村町ビル9階 担当者:企画管理部 広報担当

6. 環境影響調査実施会社

株式会社建設環境研究所





JR東日本エネルギー開発株式会社

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

楢葉町お知らせチラシ (平成29年3月2日(木))

風力発電事業に係る図書縦覧のお知らせ

JR東日本エネルギー開発株式会社が計画する「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧を実施しますのでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施設として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。

上記のビジョンを実現するための構想のひとつとして、「阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者の公募」が行われ、JR東日本エネルギー開発株式会社が阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者として選定されました。

このため、以下の内容で、対象事業の環境影響評価方法書の縦覧を実施します。

1. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間

場所:楢葉町役場環境防災課

会津地方振興局県民環境部環境課 いわき地方振興局県民部県民生活課

HP 縦覧:http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/

期間:平成29年3月7日(火)~4月6日(木)(意見受付は4月20日(木)まで)

時間:平日の開庁時間

2. 住民説明会の実施場所、日時

場所:川内村コミュニティセンター (川内村上川内字小山15)

日時: 平成 29 年 3 月 16 日(木)

18時30分から20時30分まで

3. 事業の場所

川内村の鬼太郎山周辺を中心とした区域 (右図の枠の範囲)

(石図の作の製田)

4. 問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社

電話番号: 03-6206-6076

〒105-0004

東京都港区新橋3丁目3番14号

田村町ビル9階

担当者:企画管理部 広報担当

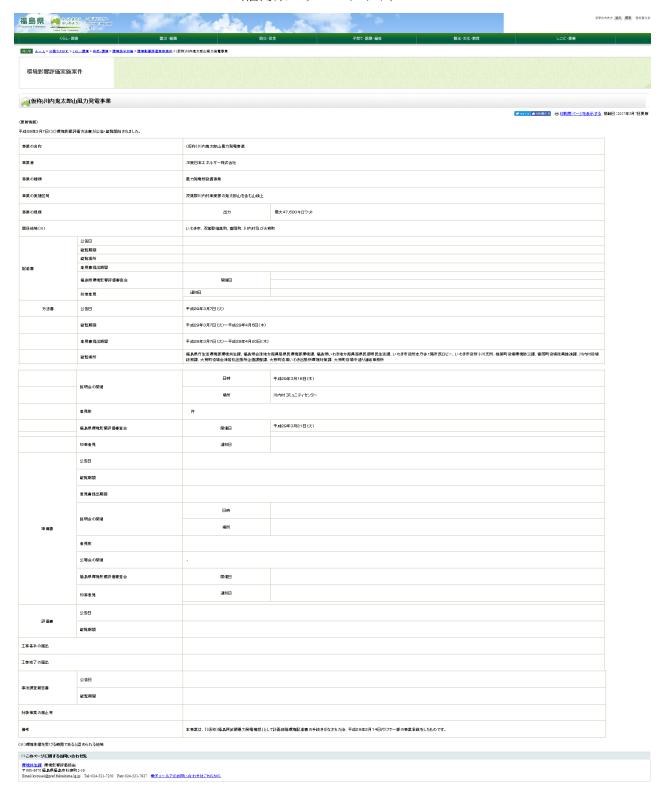
5. 環境影響調査実施会社 株式会社建設環境研究所





○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)



○インターネットによる「お知らせ」

(いわき市のウェブサイト)



【事業者ホームページ】

事業者ホームページはこちらから

【意見書の提出】

方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記載事項を記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、郵送により期限内に提出先まで提出してください。

【意見書の記載事項】

- 1. 提出者の氏名及び住所
- 2. 方法書に対する環境保全の見地からの意見 (理由も含めて記載してください。)

【意見書の提出期限】

4月20日(木)(当日消印有効)

【意見書の提出先及び問合せ先】 J R東日本エネルギー開発株式会社 〒105-0004

新橋三丁目三番十四号田村町ビル九階

電話:03-6206-6076

午前10時~午後5時

【住民説明会を開催する場所・時間】

日時:3月16日(木) 午後6時~午後8時30分

場所:川内村コミュニティセンター (川内村上川内字小山15)

(大熊町のウェブサイト)



○インターネットによる「お知らせ」

(富岡町のウェブサイト)



○インターネットによる「お知らせ」

【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト)

環境アセスメントについて INFORMATION

「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表し ます。

※方法書は、2017年03月07日(火)~2017年04月07日(金)10:00までの期間中は閲覧が可能です。 ※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。 ※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
※方法書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。 ※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙・日次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1自然的状况

3.2社会的状况

第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書

環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式

方法書の縦覧

縦覧場所

福島県庁 生活環境部 環境共生課 (西庁舎8階) 福島県会津地方振興局 県民環境部 環境課 福島県いわき地方振興局 県民部 県民生活課 備局票(バノ)さ地/が振興局 県民部 別 いわき市役所 本庁舎 1階市民ロビー いわき市役所 小川支所 楢葉町役場 環境防災課 富岡町役場 復興推進課

川内村役場 総務課

大熊町役場 会津若松出張所企画調整課

大熊町役場 いわき出張所環境対策課

大熊町役場 中通り連絡事務所

縱覧期間: 2017年03月07 日(火)~ 2017年04月06日(木)

(土・日・祝日を除く開庁時)

意見書には、必ず住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)をお書きください。

工にる事がかが出る。との自己、たこい。 環境影響所価方法書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。 住所、氏名、対象方法書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、 環境影響評価方法書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。

また、ファックス、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先



JR東日本エネルギー開発株式会社 担当:企画管理部 広報担当

TEL: 03-6206-6076 FAX: 03-6206-6075

時間:午前10時00分から午後18時30分まで(十・日・祝日を除く)

前のページに戻る



○ご意見記入用紙

『仮称)川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価方法書」 ご 意 見 記 入 用 紙

「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

(意見書の郵送先) 〒105-0004 東京都港区新橋3-3-14 田村町ビル9階 JR 東日本エネルギー開発株式会社 企画管理部 広報担当 [意見書の提出期限] 平成29年4月20日(木)[当日消印有効] 【仮称) 川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する意見書 平成 年 月 日 名 前 法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名 ご 住 所法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地 環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を述べる。 ご記入欄 (日本語により意見の理由を含めて記載してください)

注: なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。 また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。

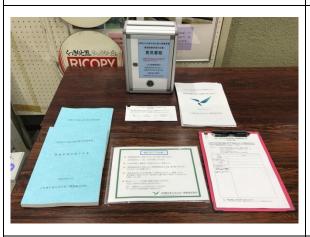
「別紙 4]



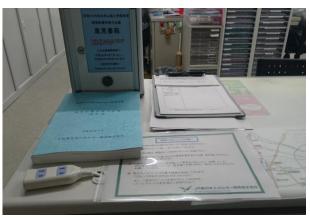
福島県庁生活環境部環境共生課(平成29年3月6日撮影)



福島県会津地方振興局県民環境部環境課(平成29年3月6日撮影)



いわき市役所本庁舎一階市民ロビー (平成29年3月6日撮影)



大熊町役場中通り連絡事務所 (平成29年3月6日撮影)